

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置（用途地域）	面 積	備 考（処理施設の種類及び処理能力）
株式会社 野原商会 代表取締役 野原 和彦	北九州市門司区 新門司三丁目52番 (工業専用地域)	敷地面積: <u>2,999.83 m²</u> 建築面積: <u>1,344.46 m²</u> 延べ面積: <u>1,332.01 m²</u>	【第2工場】 産業廃棄物処理施設 ・ 廃プラスチック類の破碎施設 <u>110.5 t／日(24時間)</u> ・ 木くず類の破碎施設 <u>113.3 t／日(24時間)</u> 一般廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設 <u>114.7 t／日(5時間)</u>

申請地は付近見取図(資料266-1)に示すとおり。

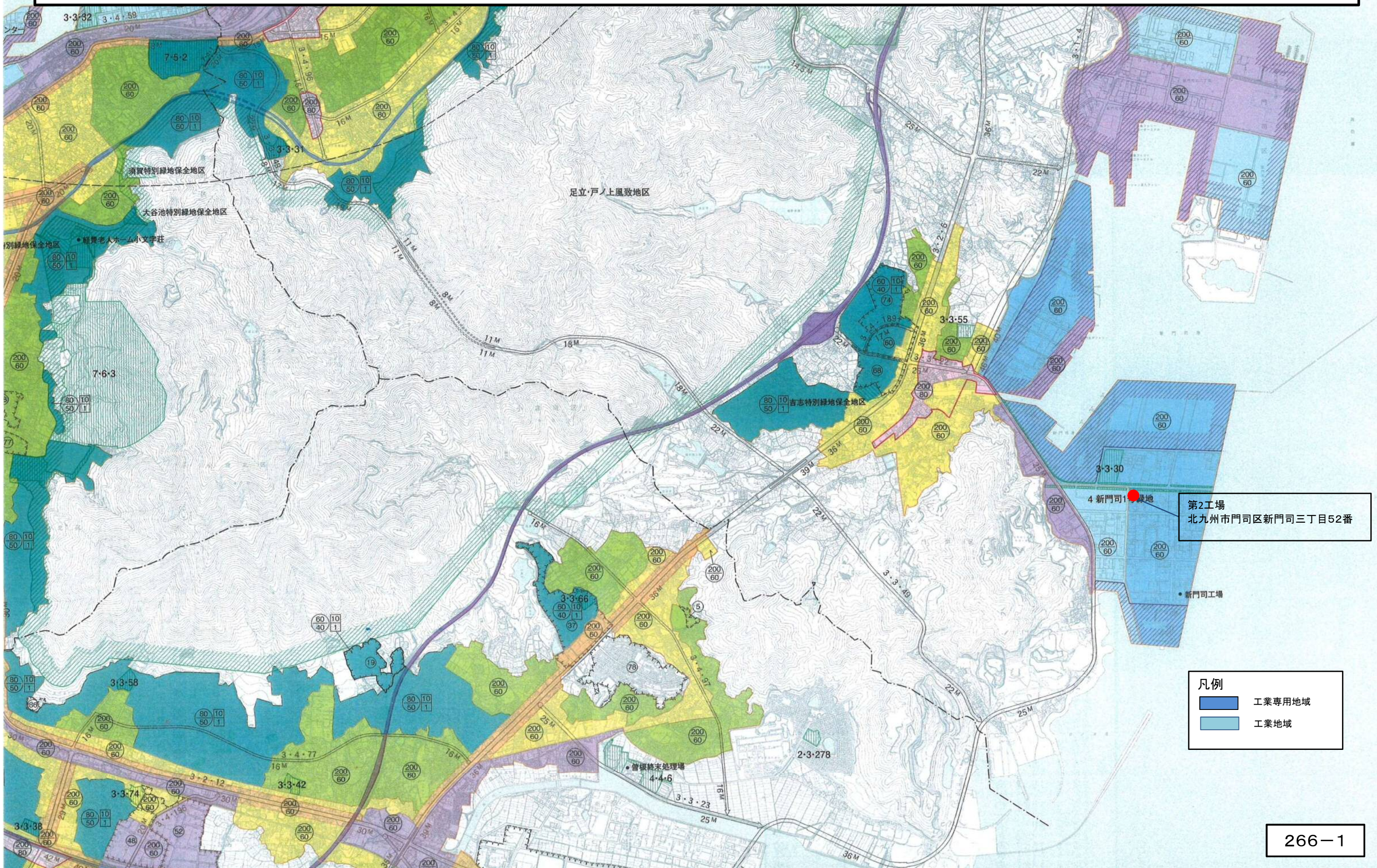
(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

平成4年3月から、産業廃棄物処理業【廃プラスチック類の破碎処理：4.8 t／日(8時間)他】を営んでおり、廃棄物の再資源化100%を目標に、廃プラスチック類及び紙くず、金属くず等の再資源化のための処理業務を行ってきた。

今回、処理業務の拡大を図るため、運転時間を延長し産業廃棄物である廃プラスチック類、及び木くず等の破碎処理量を増やす。また新規に一般廃棄物である紙くず、繊維くず等の処理を追加することを計画しているため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請するものである。

なお、今回の許可において、建物の新築等の予定はない。

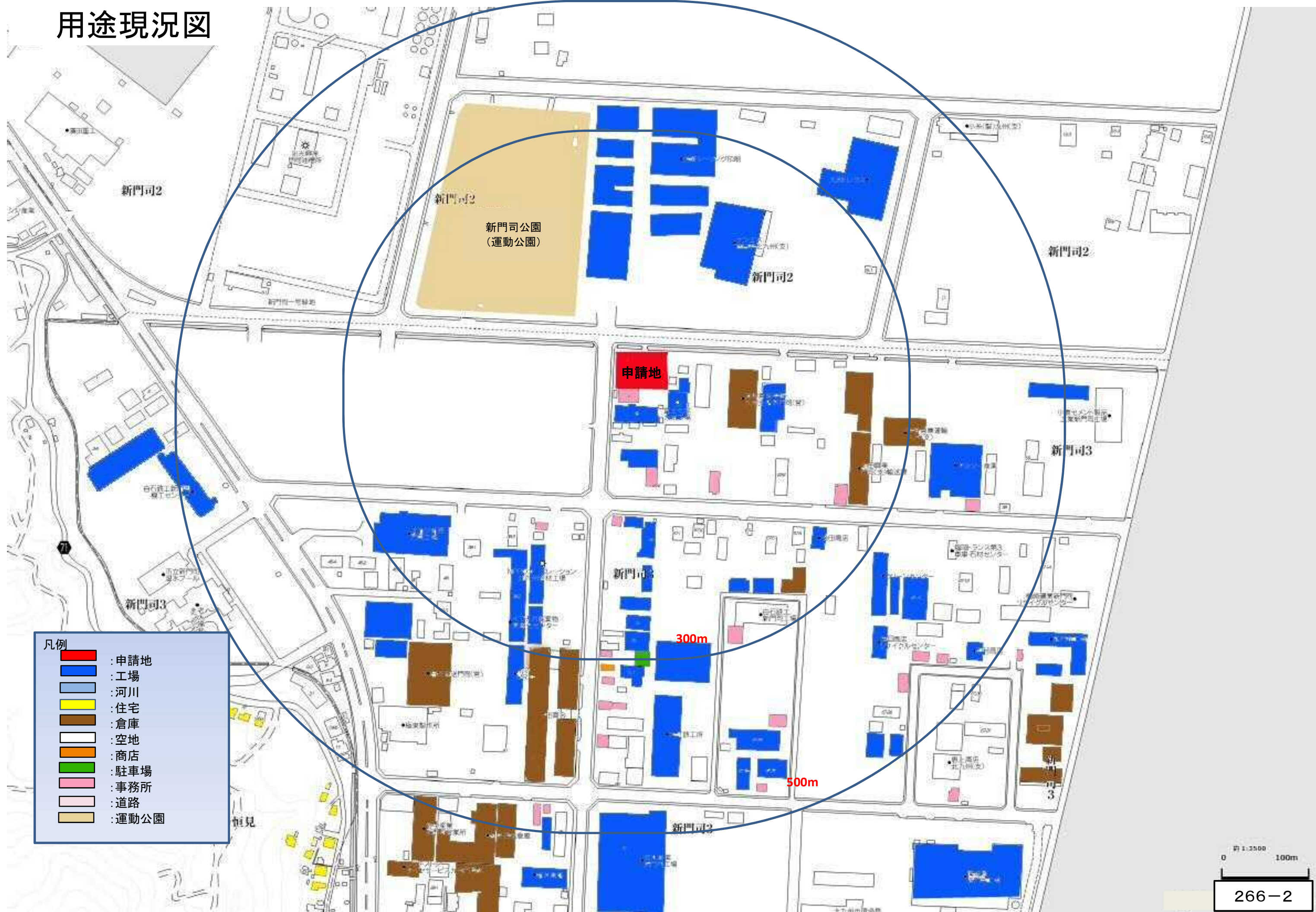
建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について
付近見取図(用途地域図) S=1:25,000



第2工場
北九州市門司区新門司三丁目52番

- 凡例
- 工業専用地域
 - 工業地域

用途現況図



運搬計画(搬入出経路図)

1. 運搬概要及び運搬計画等

(1) 運搬概要

製造工場や印刷工場から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず)、一般廃棄物(紙くず、繊維くず、木くず)を自社車両を使用し収集運搬を行う。また産業廃棄物収集運搬業者による持ち込みにて自社の事業場まで搬入し、産業廃棄物は中間処理(破碎、圧縮)を行った後、セメント工場や製紙工場もしくは焼却工場へ搬出する。製造工場や印刷工場から排出される一般廃棄物は中間処理(破碎、圧縮)を行った後、セメント工場や製紙工場、木材チップセンターへ搬出する。

(2) 運搬計画

・搬入量

産業廃棄物:28.51t、一般廃棄物:5.17t

・搬出量

産業廃棄物:28.51t、一般廃棄物:5.17t

・搬入台数

産業廃棄物:19台、一般廃棄物:4台

・搬出台数

産業廃棄物:6台、一般廃棄物:3台

搬入出台数	搬入台数			搬出台数		
	現在	計画	増加数	現在	計画	増加数
産業廃棄物	15台	19台	4台	4台	7台	3台
一般廃棄物	0台	4台	4台	0台	3台	3台
合計	15台	23台	8台	4台	10台	6台

・搬入起点

産業廃棄物の排出事業者及び一般廃棄物の搬出事業者
福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、山口県、熊本県、
北九州市内の印刷会社などの事業場

・搬入終点

北九州市門司区新門司三丁目52番 (株)野原商会 第2工場

・搬出起点

北九州市門司区新門司三丁目52番 (株)野原商会 第2工場

・搬出終点

産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず)
京都府羽田町松原町12 (三菱マテリアル(株))、他福岡県、山口県のセメント会社
産業廃棄物(ガラスくず)北九州市戸畑区大字中原46-93 (光和精鉱(株))
産業廃棄物(紙くず)徳島県阿南市豊益町吉田1 (王子製紙(株))
産業廃棄物(金属くず)北九州市小倉南区葛原東4-4-5 (曾根金属工業(株))
一般廃棄物(木くず)北九州市小倉北区西港町72-30 (ホクザイ運輸(株))
一般廃棄物(繊維くず、紙くず)福岡県田川市弓削田2877 (麻生セメント(株))
一般廃棄物(紙くず):徳島県阿南市豊益町吉田1 (王子製紙(株))、他佐賀県の製紙会社

2. 運搬経路

赤色

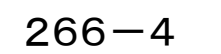
産業廃棄物、一般廃棄物 搬入経路

青色

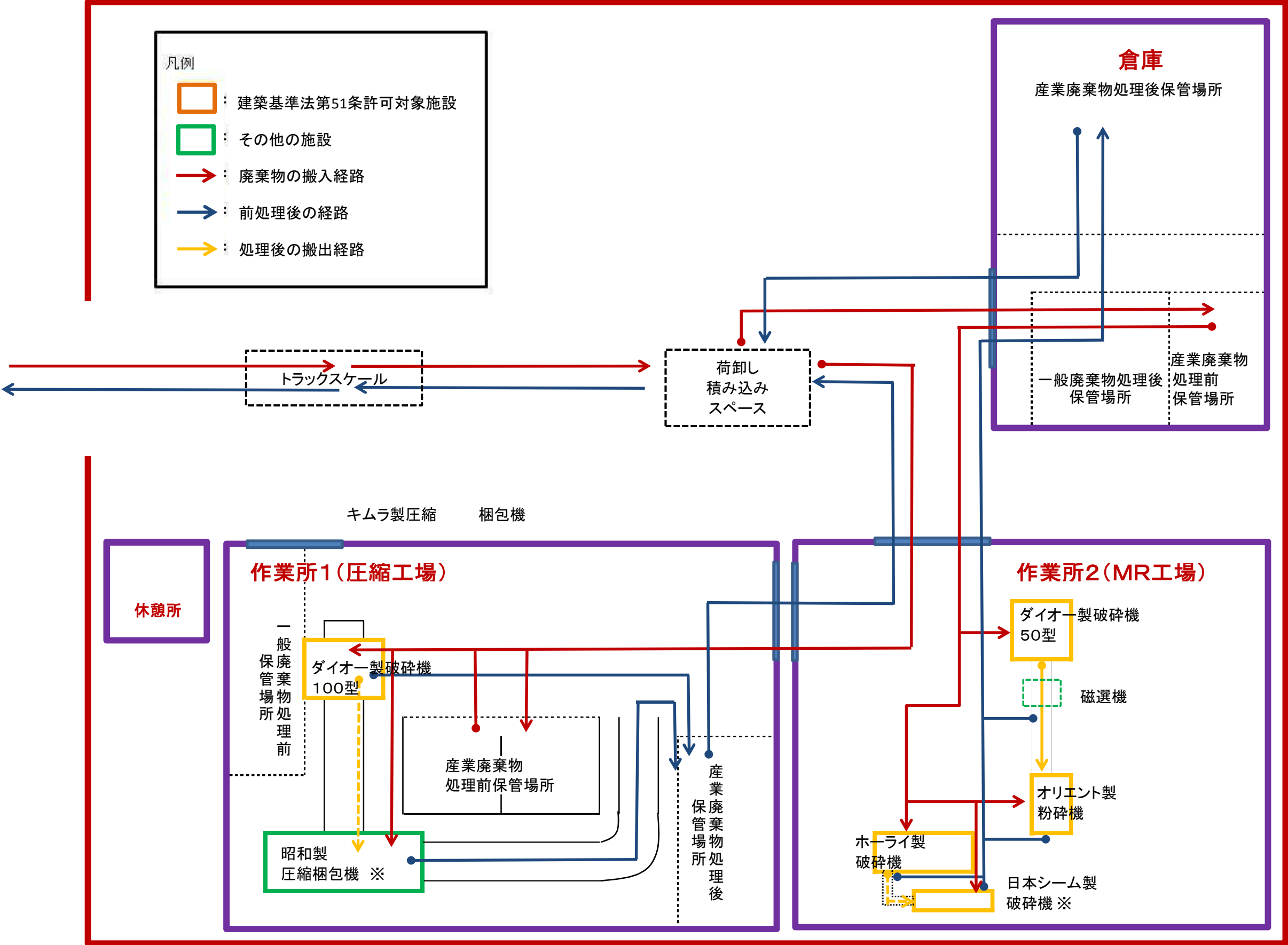
産業廃棄物、一般廃棄物 処理後の搬出経路



A diagram of a cone with a vertical axis. The axis is a line passing through the center of the cone, with the letter 'N' at the top. The cone is shaded to show its three-dimensional form.

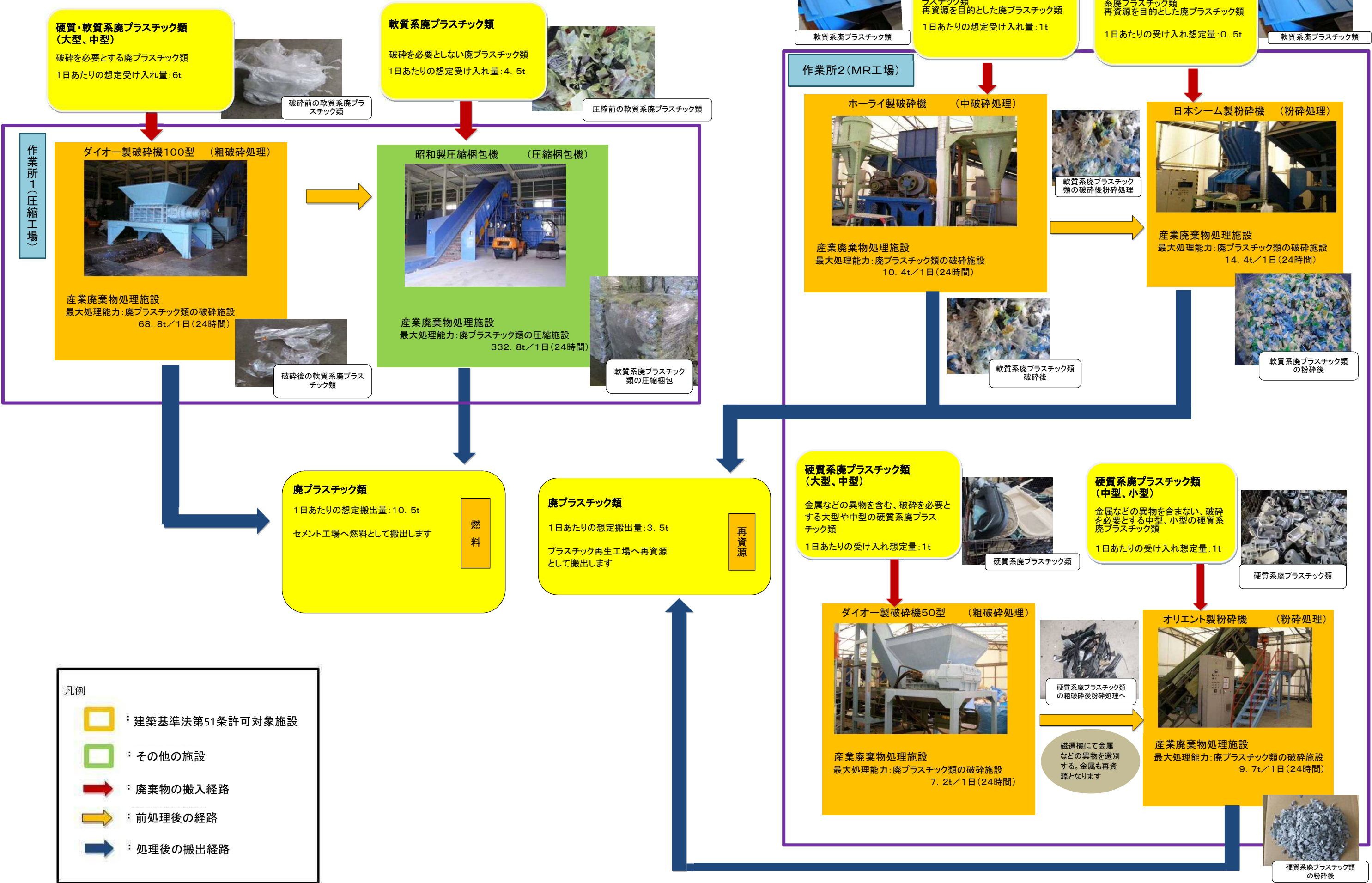


産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類・木くず類の破碎施設）操作フロー図

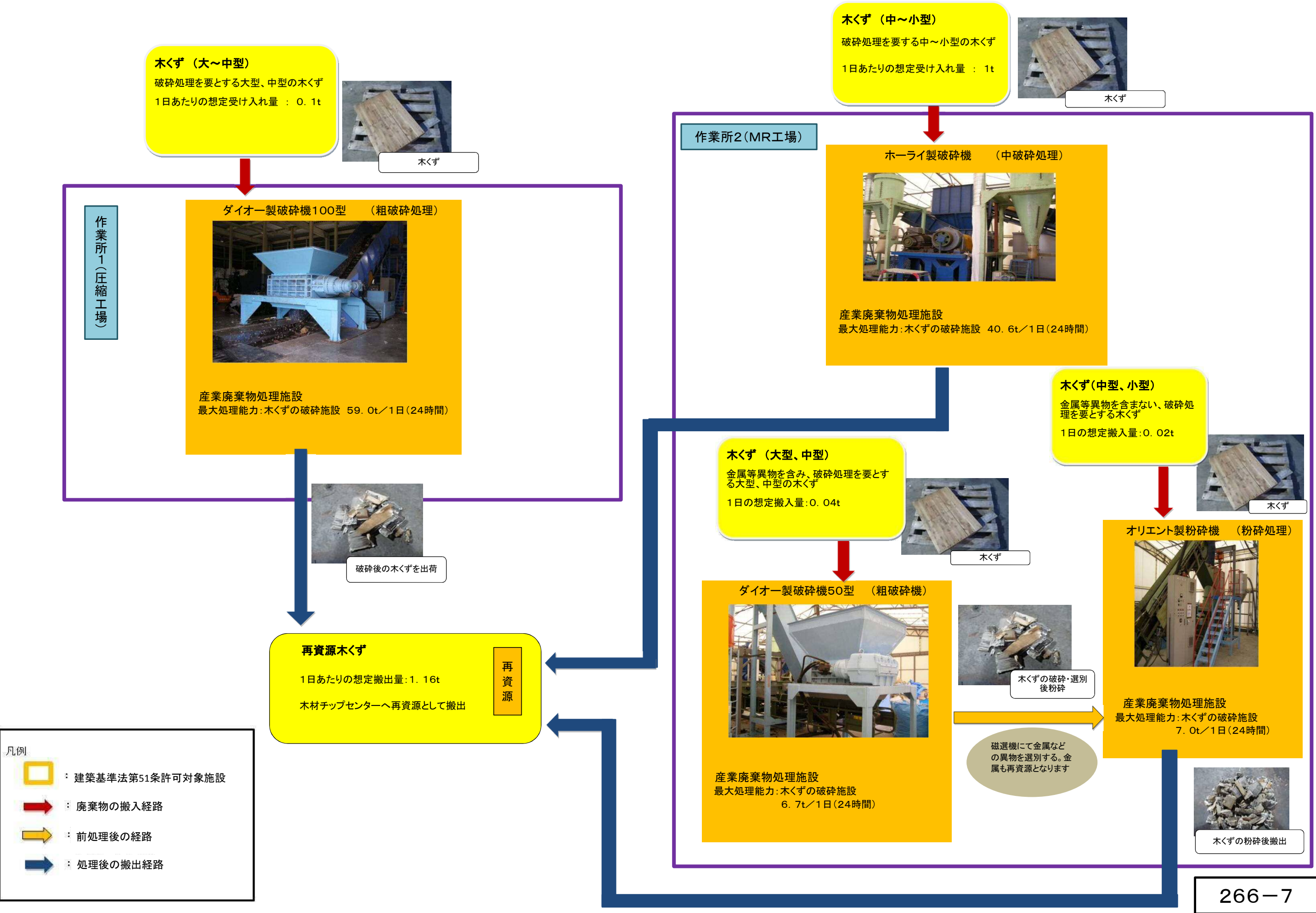


※ 昭和製圧縮梱包機、
日本シーム製破碎機は木
くず類の破碎時には使用
しません。

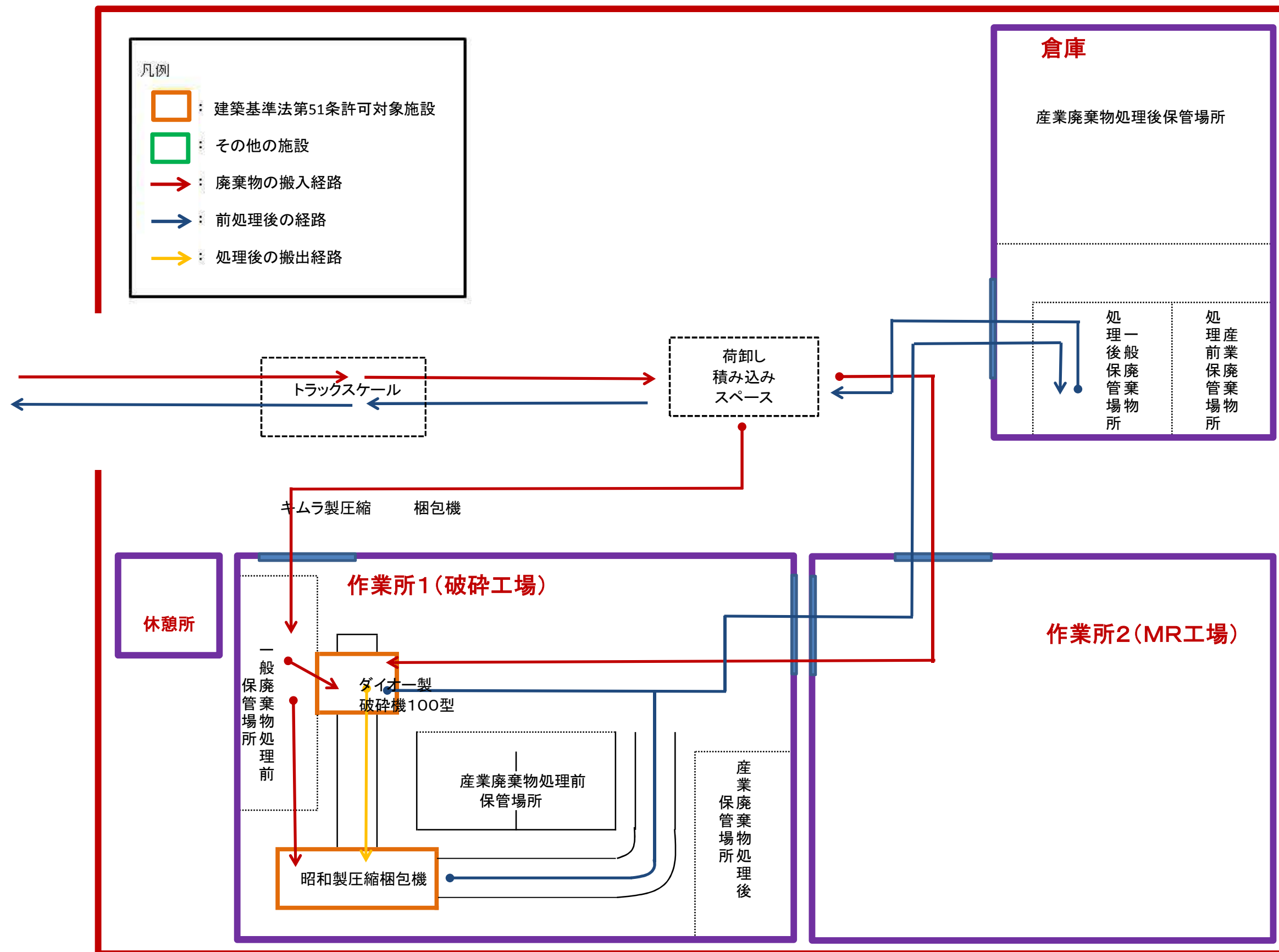
産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎施設)処理フロー図



産業廃棄物処理施設(木くず類の破碎施設)処理フロー図



一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)操業フロー図



一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)フロー図

